

判決年月日	平成28年8月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成28年（行ケ）第10048号		
○ 上段に「FRM」、下段に「ファイナンシャルリスクマネジャー」を配してなる商標（指定役務：技芸・スポーツ又は知識の教授など）に関し、不使用商標登録取消審判請求を不成立とした審決につき、使用の事実が認められないとして取り消した事例。			

（関連条文）商標法50条，2条3項8号

（関連する権利番号等）商標第4860695号，取消2014－300852号

判 決 要 旨

1 事案の概要等

被告は，標記商標の商標権者である。原告が不使用を理由として商標登録取消審判請求をしたのに対し，特許庁が不成立審決をしたため，原告がその取消しを求めて提訴した。

審決は，本件商標の商標権者である被告が，要証期間内に，「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」（FRM養成講座）等の記載がある「リスクマネジメント研修のご案内」と題する案内書（本件案内書）を講座の受講希望者らに配布した行為（本件配布行為）を認定した上で，本件配布行為は商標法2条3項8号の「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」に該当するから，被告は，要証期間内に，商標権者が，取消請求役務のうち「知識の教授」に含まれる「リスクマネジメント研修」について，本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたことを証明したものと認められると判断した。

原告は，審決が，本件配布行為を認定したこと及び本件配布行為をもって商標法50条所定の登録商標の「使用」に当たると判断したことに誤りがある旨主張した。

2 裁判所の判断

本判決は，被告が，要証期間内に，FRM養成講座等の記載がある本件案内書を講座の受講希望者らに配布したこと（本件配布行為の事実）についてはこれを認めたが，これをもって，被告の提供に係る「リスクマネジメント研修」の役務に関する広告に上記FRM養成講座の記載に係る標章を付して頒布する行為（商標法2条3項8号）に該当するとはいえないと判断して，審決の上記判断には誤りがあるとした。

すなわち，本判決は，関係各証拠を総合考慮した結果，要証期間内当時の被告は，既に「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー」の名称の使用を止め，当該名称を使用した講座を開講していないことが認められるとし，これを前提とすれば，要証期間内当時の本件案内書中にあるFRM養成講座についての記載は，被告が顧客である受講者らに対し，現に提供し，又は，提供を予定する「リスクマネジメント研修」の役務についての紹介や説明として記載されているものではなく，過去に提供していた「リスクマネジメント研修」の役務についての記載が，改訂の際に削除されないま

ま、形式上残存しているというにすぎないものとみることができ、そうすると、本件案内書自体は、被告の提供に係る「リスクマネジメント研修」の役務に関する広告に当たるとしても、本件案内書中の上記FRM養成講座の記載は、当該役務に関して付されているものとはいえないというべきであるから、仮に、要証期間内に、当該記載のある本件案内書が受講希望者らに配布されたとしても、これをもって、被告の上記役務に関する広告に上記FRM養成講座の記載に係る標章を付して頒布する行為（商標法2条3項8号）に該当するとはいえないと判断したものである。